

「ココのいえ」会則

第1条（名称）

本会は「ココのいえ」と称する（以下「本会」という）。

第2条（目的）

本会は、地域住民の集い・交流の場をすることにより、地域コミュニティの活性化、世代間交流の機会提供、高齢者の外出促進、またそれらによる個々の暮らしの充実を目的とする。

第3条（活動）

1. 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 週に一度のお茶会
 - (2) 文化体験（生け花、折り紙等）
 - (3) レクリエーション（ビンゴ大会、トランプ大会等）
 - (4) その他本会が目的達成のために必要と認めた活動
2. 本会は山口市吉敷下東の代表者宅を活動の拠点とする。

第4条の1（会員）

1. 本会の目的に賛同し、運営に携わることを望む者を会員とする。
2. 本会の会員に会費は発生しない。

第4条の2（財務）

1. 本会が保有する資材・現金等は代表者の責任において適切に管理される。

第5条（総会）

必要に応じて総会を開く。定期総会は毎月末に行い、活動計画を決定する。

第6条（役員）

1. 役員は、会長・副会長・事務局とし、年度末の総会において選出する。
2. 役員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。
3. 会長・副会長は本会を代表し、会を統率して会員とともに会を運営する。
4. 事務局は本会の事務連絡等を担当する。

第7条（活動年度）

本会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。